

## 令和8年度おいしい水給水施設整備事業補助金交付要綱

### (総則)

第1条 おいしい水給水施設整備事業補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内において交付するものとし、東川町補助金等交付規則（昭和58年東川町規則第5号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、町民が衛生的で安全なおいしい生活用水を得るために自ら給水施設を整備する事業（以下「事業」という。）を支援する。

### (補助対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることができる対象者は、町内に所有する建物（複数戸が居住するアパート等を含む。）を居住の用に供するため、前条の目的に沿って事業を行う者であって、次に掲げるいずれかの要件に該当する者とする。

(1) 既存井戸もしくは既存取水口により確保している生活用水の水質が飲用基準（水道法の水道水質基準で定める各項目の上限基準値の80%）に適合しなくなったもの。

(2) 井戸枯れをおこしたもの。

(3) 住宅の完成日から3年間に満たない住宅において通常的生活用井戸（東川町給水施設標準図による推奨する深さ20m）3本相当以上の工事を行っても良好な生活用水が確保できないもの。

(4) 生活用水として使用している水の水質検査を行うもの。

### (補助対象経費)

第4条 この補助金の交付対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

(1) 新たに行うさく井工事及び接続のための屋外配管工事費。

(2) 生活用水以外の目的で使用していた既存の井戸を生活用水に利用するための屋外配管工事費。

(3) 既存井戸内の洗浄（エアリフト）等を行う工事費

(4) 水質基準に適合させる目的の水質浄化装置の設置費及び保守管理費。

(5) 別表1に掲げる、水質検査項目を行う検査費。（当年度1回限り）

(6) その他、第2条の目的を達成するために町長が必要と認める経費。

### (補助率及び補助金の額)

第5条 補助額は、補助対象事業に係る経費のうちの2分の1以内の額（千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額）とする。また、再度井戸工事を行う場合については、補助対象事業に係る経費のうち3分の2以内の額（千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額）とする。

2 優良田園住宅地域及び特殊事情のある地域については、前条の補助対象事業に係る経費のうちの5分の4以内の額（千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額）とする。

3 飲料水供給施設給水区域において施設に接続する者については、接続に係る屋外配管工事費のうちの5分の4以内の額（千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額）とする。

4 その他町長が特に必要と認めるものは、この限りではない。

### (交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は速やかに、補助金等交付申請書（様式第1号）に、別表2に掲げる図書を添えて、町長に提出しなければならない。

### (交付決定及び通知)

第7条 町長は、申請者から補助金の交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し適正と認める場合は、交付決定を行い申請者に通知する。

2 町長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者（以下「補助対象者」という。）に決定の内容を通知する。

### (変更承認等)

第8条 補助対象者は、補助申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書（様式3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は補助金の交付決定をする場合において、補助金交付の目的を達成するため特に必要と認めた場合は条件を付すことができる。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後速やかに、実績報告書（様式5号）に、別表3に掲げる図書を添えて、町長に提出しなければならない。

(交付額の決定)

第10条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付額を決定し、補助対象者に決定内容を通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 町長は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助対象者の請求書（様式第6号）の提出により補助金を交付するものとする。

(立入検査等)

第12条 町長は、補助事業を適正に執行するため必要があるときは、補助対象者に対して報告を求め、又は施設に立ち入り書類等を調査、指導を行うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1

		検査項目	基準値
指定項目	飲料水検査項目	1 一般細菌	1 ml の検水で形成される集落数が100以下であること
		2 大腸菌	検出されないこと
		3 亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下であること
		4 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下であること
		5 塩化物イオン	200mg/L 以下であること
		6 有機物（全有機炭素(TOC)の量）	3 mg/L 以下であること
		7 PH 値	5.8以上8.6以下であること
		8 味	異常でないこと
		9 臭気	異常でないこと
		10 色度	5度以下であること
		11 濁度	2度以下であること
任意項目	独自項目	12 鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L 以下であること
		13 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L 以下であること
任意項目		14 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L 以下であること
		15 銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L 以下であること
		16 蒸発残留物	500mg/L 以下であること
		その他項目	各基準による

別表 2

図書の種類	明示すべき事項	第4条の区分					
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
見積書		○	○	○	○	○	○
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	○	○	○	○	○	○
配置図	敷地内における建物位置および申請内容	○	○	○	○		○
その他、町長が必要と認める書類							○

別表 3

図書の種類	明示すべき事項	第4条の区分					
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
施工写真	施工中及び完了後の写真	○	○	○	○		
ボーリング記録図	掘削延長、取水位置、地層	○					
水質検査の写し		○			○	○	
領収書の写し		○	○	○	○	○	○
その他、町長が必要と認める書類							○

